

毎日のお仕事お疲れ様です。

さて、今回の「おさめーるだより」は、2月から開始される『所得税、市県民税の申告』、『国保税滞納整理強化月間』についてお知らせします。



平成30年中の所得の申告受付期間は、平成31年2月5日(火)から平成31年3月15日(金)までとなっています。下記に該当する方は、必要書類を持参のうえ、平成31年1月に全戸配布予定の『平成31年度市県民税申告について(お知らせ)』に記載の申告会場へお越しください。

◆申告書を提出しなければならない人◆

- ① 営業、農業、その他事業(大工、左官、ホステスなど)、不動産、一時(生命保険金等の満期返戻金)、土地・建物等の譲渡所得などの所得があった人
- ② 給与所得者のうち次のような人
 - ・勤務先から給与支払報告書の提出がされていない人
 - ・平成30年中に就職や退職をした人で年末調整の済んでいない人
 - ・不動産や年金など給与以外にも所得のあった人

※給与所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要とされる人も市県民税の申告は必要です(農業、漁業、外交員報酬等)。

- ③ 年金、恩給など公的年金の受給者のうち、次のような人
 - ・不動産や給与など公的年金以外に所得のあった人
 - ・社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除等を受けようとする人

※公的年金収入金額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要とされる人も市県民税の申告は必要です。

◆申告の際用意していただくもの◆

- ① 市県民税申告書
- ② 印鑑
- ③ 個人番号カード又は個人番号通知カード(申告する方だけではなく、被扶養者(扶養されている方)や事業専従者の分も必要です。番号をメモ等して持参することも可能です。)、身元確認のための運転免許証、身体障害者手帳など。※個人番号カード保持者については、身元確認書類は不要です。
- ④ 平成30年中の収支を明確にできるもの〔源泉徴収票、農協・漁協等の出荷証明書(※農協以外に出荷している場合も必ず出荷証明書等を持参してください。)、収支差引簿、預金通帳、経費の領収書等(領収書は漏れの無いようすべて持参してください。)]

※平成26年1月から、事業所得(営業、農業)、不動産所得、山林所得が生ずべき業務を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっていますので、関係資料を持参してください。

- ⑤ 平成30年中に支払った社会保険料などの領収書や生命保険料などの控除証明書など。(国民年金については、領収書又は預金通帳を持参して下さい。)
 - ⑥ 障害者控除を受ける人は障害者手帳や福祉事務所長発行の障害者控除対象者認定書など。
 - ⑦ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書、医療費通知、レシート(病院・薬局ごとに仕分けをしてきてください。)
- ※国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者は、30年中が無収入の方や非課税収入(障害年金や遺族年金等)のある方も全員申告が必要です。申告をされないと、軽減措置が適用されません。**

12月は、「鹿児島県県下一斉国保税滞納整理強化月間です。」

国保税は国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村で、平成30年度から、8月と12月を「鹿児島県県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組を実施します。

●取組の内容について

- (1)電話や文書等による催促、納税相談など
- (2)財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3)広報活動の強化



●国保税の軽減について

国保税では、国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、保険税が軽減されます。ただし、未申告の場合、所得の判定ができないため軽減制度が適用されません。未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。

また、災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により前年分の所得より大幅に減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて軽減または免除を受けることができます。該当すると見込まれる場合は、税務課市税係に早めにご相談ください。

●国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります(事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません)。手続きされませんと職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合もあります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

●納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預金口座から自動的に振替できます。納付忘れや納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご利用ください。口座振替をご希望の方は、利用される金融機関でお手続きください。

●滞納すると…

国保税が未納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく被保険者資格証明書が交付され、自己負担の軽減が受けられない場合があります。

※督促状に記載の納期限について

納期限内に納付がない場合、納期限後20日以内に督促状を発行していますが、督促状に記載されている納期限についてはコンビニエンスストアで使用できる期限になります。すでに本来の納期限を過ぎておりますので、速やかな納付をお願いします。



申告に関するお問い合わせ先	西之表市役所 税務課市税係 22-1111 (内線229・233)
納税に関するお問い合わせ先	西之表市役所 税務課収納整理係 22-1111 (内線231・232)

|